

2024-11-26 第4回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会

○平井補佐 定刻となりましたので、ただいまから第4回「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては御多忙の折、また遅い時間帯にもかかわらず御出席いただきまして誠にありがとうございます。

座長に進行をお願いするまでの間、冒頭の進行を務めさせていただきます地域福祉課長補佐の平井でございます。よろしくお願いいたします。

まず事務局より、本検討会の取扱いについて御説明いたします。

本検討会の議事につきましては公開とさせていただきますが、会場での傍聴は報道関係の方のみとさせていただきます、そのほかの傍聴希望者向けにはYouTubeでライブ配信をしております。

会場の報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

○平井補佐 ここで、1点御連絡です。申し訳ございませんが、局長の日原は別件がございまして出席の時間が少し遅れるということで御了承いただければと思います。

それでは、以降の進行につきましては中島座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中島座長 ここから議事の進行を務めさせていただきます座長の中島でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に本日の構成員の出欠状況ですが、長田構成員と田津構成員より欠席の連絡をいただいております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の議事は「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会における議論の整理」「その他」となっております。

前回は、これまでの検討会の議論の中で挙げられた具体的事例についてどのように考えるのか、実現可能性の可否や具体的な要件等を自治体の皆様、民生委員の皆様、それぞれのお立場で様々な御議論をいただき、居住要件の緩和について本検討会の取りまとめに向けての一定の方向性が見えたと考えております。

本日は、この検討会として論点整理を行う最後の議論となります。今回の検討会の進め方としましては、まず事務局から本検討会における議論の整理として資料に沿って御説明をいただきます。その後、対応の方向性について構成員の皆様より挙手制で御意見をいた

だきたいと思います。

その際、全国民生委員児童委員連合会より資料が提出されておりますので、高山構成員におかれましては本資料の説明をその際をお願いいたします。

それでは、事務局から資料について御説明をお願いいたします。

○金原課長 事務局でございます。資料の説明をさせていただきます。

表題でございますが、「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会における議論の整理」ということで、この検討会の報告書という形になります。かいつまんで説明をさせていただきます。

まず1番の「検討の経緯」でございます。

2つ目のポツにございますように、令和5年の地方分権提案において、地方自治体より民生委員の選任要件のうち「居住要件」の緩和が提案され、閣議決定において地方公共団体、関係団体等の意見を踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて、必要な措置を講ずるとのこととされております。これに基づきまして検討会を開催させていただきました。

以下、本検討会における議論の整理を行ったということで、次ページ以降見ていただきたいと思います。

2ページ目になりますが、「民生委員を取り巻く環境の変化」です。

居住要件の緩和の検討に当たって、まず民生委員のこれまでの歴史的な成り立ちや、取り巻く環境の変化に留意する必要があるということ、2つ目のポツでは民生委員制度の歴史、3つ目のポツにおいては民生委員法の法律の規定ですとか、「民生委員児童委員信条」にありますとおり、良き隣人としての活動を行っているというような内容を記載させていただいています。

4つ目のポツになりますが、民生委員を取り巻く環境の変化ということで、社会構造の変容により、育児、介護、障害、貧困、ひきこもり、孤独・孤立など多様な課題への対応を担っており、民生委員の職務に関する負担は増大してきていると記載しております。

その下のポツでございますが、定年延長ですとか再雇用等により、今は65歳以上も働き続ける方が増加している。また、女性の社会進出も進んでいるということで、3ページ目に入ります。

一番上のポツですが、従来は定年後に時間の余裕がある方、あるいは子育てが一段落した方に民生委員を担っていただくということが多かったが、こうした時代の変化に伴い、担い手の裾野を広げていくためには、企業に就業している方にも参画いただけるよう、仕事と民生委員活動を両立できる環境づくりが重要となっている。

1つ飛ばしまして最後のポツになりますが、居住要件の見直しの検討に当たっては、隣人同士の助け合いが原則であることを再認識した上で、今後中長期的にどのようにして多様な担い手を確保し、民生委員活動の活性化を図っていくか、民生委員制度の持続性をどのように高めていくかを考えていく必要があるとまとめさせていただいております。

次の4ページ目になりますが、「居住要件の見直しに関する主な意見」です。

(1)としては「居住要件の見直し全般に係る意見」とし、(主な意見)を記載させていただきます。

一番上の意見では、欠員状態にある地域の住民に、少しでも安心を届けるため、100年以上続く制度の中に新しい担い手の力を無理のない範囲で少しずつでも取り入れていくこと、多様性を広げていくことは、民生委員制度の持続可能性を高めて地域福祉の向上にもつながっていくのではないかと。

4番目のポツの御意見では、居住要件の見直しにより、同じ地域で生活する住民の一員として、住民同士の視点による支援を行ってきた民生委員制度が変容するのではないかと。

最後のポツですけれども、民生委員の選任要件の緩和を議論する前に、推薦の仕組みの在り方、委員活動の負担軽減に向けた環境改善等を優先すべきであるといった意見がございました。

(2)になります。「提案等のあった具体例に対する意見」ということで、委員の皆様から提案を元にさらに具体化した4つのケースについて御議論いただきました。

まずケースの1ですが、民生委員が任期途中で転居に至ったケース、これに対しての(主な意見)でございます。

2つ目のポツにあります。近隣地域に居住している、本人に継続の意向がある、民児協の同意が得られる、活動に支障が生じないという条件の下であれば、地域をよく知るという意味においては何か不都合が生じることはなく、少なくとも任期中については引き続き活動してよいのではないかと。

4つ目ですが、新たな委員をその地域の中で探すことを基本としつつ、空白地域を避けるための残任期間を限度に継続して認めるという提案の考え方はあり得る。

5ページ目の下から2つ目のポツですが、「近隣地域に居住する」の近隣地域の考え方や、一番下の距離的な要件、こういったものについては地方の実情を踏まえて整理する必要があるという意見をいただきました。

6ページ目になります。

一番上、認める場合には一定の要件を設定することになるが、その要件に合うかどうかの精査、判断を誰がするのかを検討する必要があるという御意見でございました。

7ページ目で、ケースの2になります。

「居住の実態があるケース」で、別の市区町村に住民登録を行っている者が、例えば担当区域を有する市区町村に親や親戚が現在居住し、親等の介護や身の回りの世話するため、一定期間以上、当地に居住し生活している場合です。

(主な意見)では、居住が一時的な場合は、状況の変化によって活動が不安定になるなどが懸念される。また、介護等の度合いによっては活動する時間なども大きく異なっていく中で、居住実態の状況の判断が難しく、地域住民、地区民生委員協議会から理解が得られないのではないかと。

また、そもそも住民票を移すべきではないかという意見もいただきました。

それから、二拠点居住など、多様な暮らし方や住まい方への対応については、将来的な研究課題になってくるのではないかという御意見をいただきました。

ケースの3になります。8ページ目です。

当該地域に居住はしていないけれども地域に根づいた在勤者のケースということで、自営業、さらには地縁の組織に加入しているような方についての御意見です。

地域に溶け込み、信頼の厚い商店主のような方で、本人に民生委員としての活動に参画する意思があれば認める余地があるのではないか。

また、3つ目のポツでございますが、時間的な裁量性があり、民生委員活動との両立が可能であれば検討の余地があるのではないか。

一番下でございますが、地域住民等とのつながりが仕事上の関係性が中心とならざるを得ないけれども、民生委員の業務は仕事上の関係性を超えて行う必要があることを踏まえると、難しい場面が生じてくるのではないかという御意見をいただきました。

また、ケースの4は同じく「地域に根付いた在勤者のケース」でございますが、大規模マンションやタワーマンションが多く建設されている地域もあり、例えばその管理任等をやっている方に従事をしていただくのはどうだろうかというケースです。

(主な意見)といたしますと、集合住宅の管理人は施設の管理が業務であること、また民生委員は地域で見守り等を行う中で業務を実施しているけれども、マンション外の地域に出て行く活動がしにくいという環境にあることを踏まえると、民生委員の業務を行うことは困難ではないか。

また、最後になりますが、管理人は町会組織に加入しておらず、推薦の在り方から検討する必要があり、困難ではないかという意見をいただきました。

4番目になります。10ページで「議論を踏まえた対応の方向性」です。

一番上ですが、ケース2から4については、困難との意見が大宗を占めていましたが、ケース1については容認の方向で意見の一致が見られました。ただし、ケース1を容認するに当たっては、一定の条件や留意すべき点が必要との意見も踏まえる必要がある。

具体的には、現職の民生委員が任期途中で転居した場合であっても、一定の条件を満たす場合には、残任期間のみに限って民生委員として活動を継続できるようにし、これを通知において明確化し、地方公共団体や関係団体に対して周知を行うことが適当である。

さらに、活動を継続するための一定の条件については、前回の検討会で、事務局で一定の整理をするという形になっておりますので、この報告書の中で事務局のほうでまとめさせていただいた内容について今から御説明をしたいと思います。

一定の条件の①でございます。任期途中で転居する民生委員が生じた際、まずその地域に居住する者から民生委員を選出するよう努め、その上でなお居住者からの選出が困難な場合であること。

②、転居する民生委員が、(ア)転居後も近隣地域に居住していること、(イ)本人に民生

委員として活動を継続する意向があること、(ウ)活動に支障が生じないことの全てに該当すること。

その際に、(ア)の「近隣地域」の範囲について、原則、民生委員として活動する担当区域が属する市区町村に隣接する市区町村（隣接する市区町村が隣接都道府県に属するときを含む）とするが、地理的に隣接していることをもって一律に判断するのではなく、道路網や公共交通機関の整備・運行状況、生活圏の形成状況などを勘案し、実際に民生委員活動を支障なく行えるかの観点も踏まえ、総合的に判断するものとする。

これは、隣り合っているにもかかわらず往來に非常に時間を要したり、逆に隣接していなくても時間的距離が非常に近い場合があるということで、このような記載をさせていただいております。

11ページに移り、③の要件です。①、②に該当するかどうかについて、転居する民生委員が活動していた区域の民生委員協議会等、民生委員協議会に加え、例えば自治会や地域住民の意見を聴取した上で、市区町村または民生委員推薦会において地域の実情に応じてその適否を判断すること。

なお、①、②は転居後も民生委員としての活動を例外的に認める場合の条件であり、これらに該当するかどうかについては、様々な視点から十分な検討が求められることから、民生委員推薦会において判断を行う場合は広く各分野から委嘱された多様な委員構成の下で検討を行うこと。

多様な委員構成については欄外に記載しておりますが、例えば市町村の議会の議員、民生委員、社会福祉事業の実施に関係のある者、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者、教育に関係のある者、関係行政機関の職員、学識経験のある者などを委員とすることが考えられるとしております。これについては、既存の通知で示しているものでございます。

また、これらの条件に加えて、以下の点を留意点として通知において明確化し、周知を行うということが必要である。

①としては、担当民生委員が不在時において、特定の者や団体に負担が偏らない持続可能なフォロー体制の構築に努めること。

②として、転居した民生委員をその残任期間についての活動を可能とした場合、市区町村は一定期間経過後に当該地域における民生委員活動について検証を行い、その検証を踏まえ、取組の見直しを検討することとしております。

12ページになります。「民生委員の担い手確保に関する意見」です。

本検討会においては、居住要件の見直しの他、担い手確保について幾つか意見をいただきました。厚生労働省、こども家庭庁は、こうした意見を踏まえて、引き続き担い手確保対策について検討を進めるべきであるとさせていただいております。

（主な意見）を幾つか記載しているものを紹介させていただきますと、町会・自治会のみには頼らない多様な推薦母体の開拓、確保。

推薦プロセスの各段階における行政機関の主体的関与。

「民生委員推薦会」が民生委員候補者の推薦を適切に行うために必要な多様な委員体制の確保と、推薦準備会の有効活用。

それから、企業等に就業している者が活動しやすい環境の整備。

また、定数基準の見直しや適切な活動費の確保。

業務負担軽減と活動環境の整備推進などが挙げられました。

私のほうからの説明は以上でございます。

○中島座長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から本検討会における議論の整理について御説明をいただきました。それでは、各構成員より、まず資料の10ページから11ページの「4. 議論を踏まえた対応の方向性」というところ、次いで資料12ページの「5. 民生委員の担い手確保に関する意見」の順で御意見をいただきたいと思えます。

まず4の「議論を踏まえた対応の方向性」については、任期途中で転居した場合に残任期間について継続して民生委員活動を行えるように認める際の「一定の条件」「留意すべき点」と「判断主体」について忌憚のない御意見を頂戴できればと思えます。

それでは、まず高山構成員より全国民生委員児童委員連合会から提出がありました資料について御説明をいただいてもよろしいでしょうか。準備ができましたらよろしく願いいたします。

○高山構成員 座長さん、御苦労さまでした。本当にありがとうございました。

資料として提出したものをお読みしたらよろしいでしょうか。

○中島座長 よろしく願いいたします。

○高山構成員 これがお手元にない方もいらっしゃいますか。

○中島座長 全て置いてあります。大丈夫です。

○高山構成員 それでは、これは今日欠席しておりますが、全民児連副会長の長田一郎と、私、高山が全民児連の代表ということでこの検討会に出させていただきます。それで、今日長田が欠席しておりますので高山が御説明しますけれども、これをずっと読むといっても時間がありますので、お手元にあるのであれば上の段のほうはよろしいでしょうか。それとも、読みましょうか。

○中島座長 時間は気にせず、大丈夫ですので御説明ください。

○高山構成員 はい。

第4回の「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」への提出資料でございます。

民生委員・児童委員の成り手確保への対応は、自治体が主体的に地域の自治会、福祉団体等とともに選任の取り組みを図る必要がある。さらに、地域の生活課題、福祉課題への対応に、地域住民を含めたさまざまな関係機関・団体が連携・協働することで、支援の必要な方々への適切な対応が図られ、民生委員・児童委員活動の負担軽減にもつながることになる。そのためにも、各自治体における地域共生社会の実現に向けた包括的

な相談支援体制の構築を速やかに推進されたい。

以上の要望を踏まえ、昨年の閣議決定により、「地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る」とされて設置された本検討会の議論の整理に向け、民生委員・児童委員の団体の立場で、以下3点を申しあげる。

(1) 提案等の具体例の一つである「民生委員の任期途中で転居に至ったケース<残期間のみ>」であっても、転居する直前まで民生委員・児童委員が地域住民の一人であったという実態をもって、地域住民、当該民生委員児童委員協議会の理解が得られる等の条件を踏まえる限定的な取扱いであることを確認したい。

(2) 令和7年12月の一斉改選に向けて、地方自治体段階での推薦に向けた取り組みを早期に着手するよう厚生労働省及びこども家庭庁から文書等を発出され、働きかけを願いたい。

(3) 地域共生社会の実現に資するためにも、本検討会にて課題提起のあった民生委員・児童委員活動の負担軽減及び環境改善に向けた国における検討の場を早期に設置されたい。

令和6年11月26日

全国民生委員児童委員連合会

副会長 長田 一郎

副会長 高山 科子

以上のものを、この検討会に提出させていただきました。

ちょっとそれに併せて申しあげてもよろしいでしょうか。

○中島座長 どうぞ、大丈夫です。お願いします。

○高山構成員 これに併せて、特に私も女性ですので、何でこんなことに日本はなってしまったかと、ずっとこの検討会以来考えておりますが、以前は育児、家事、介護、そういったことに専念する女性が必ずおうちにおられたんですね。それが共働きになったので、全部崩壊しました。つまり、大家族中心だったのが核家族中心になってしまい、子どものことから介護のことからいろんなことが一遍に噴き出して今に至ったんだろうなど、そういった思いでおりまして、これを元に戻すといったらまた100年以上かかりますので、気がついたところからみんなで知恵を出して、これを乗り越えてすばらしい日本にまたしないといけないと私は思っております。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

高山構成員からは、家族の機能が弱くなっているというところで、民生委員・児童委員がみんなで知恵を出し合っていくことが重要ではないかと、そういう趣旨の御発言をいただいたのではないかと思います。ありがとうございます。

それでは、ここからまず4番の「議論を踏まえた対応の方向性」について議論をしたいと思っております。御意見のある構成員の方は手を挙げて御意見をいただけたらと思いま

す。いかがでしょうか。お願いいたします。

では、小林構成員どうぞお願いいたします。

○小林構成員 では、小林のほうから「議論を踏まえた対応の方向性」というところでちょっと気になったところがありますので、疑問点を挙げてみたいと思います。

11ページになるかと思いますが、6行目です。「民生委員推薦会においてこの判断を行う場合は、広く各分野から委嘱された多様な委員構成の下で検討を行うこと」となっておりますけれども、本来、民生委員の推薦会というのは例えばということでこちらに出ている下のほうに①から⑦の人たちが考えられるということなのですが、これはもともとこれなので、改めてここで民生委員推薦会において判断を行う場合ということが必要なのかどうか。ここで改めて言う必要があるのかどうか、ちょっと疑問です。

上には「市区町村または民生委員推薦会において」と書かれているのですが、特に民生委員推薦会においてはこの判断を行う場合、多様な委員構成というのはもともとこのようになっていますので、それをまたここで振り返って書かれていることがちょっと疑問に思います。

それと一番下の②番で、転居した民生委員の残任期間における活動を市区町村で一定期間後に当該地域における民生委員活動について検証を行う。その検証を踏まえて取組の見直しを検討するということは、その市区町村だけでいいのかどうか。やはりもうちょっと上の組織でも共有する必要があるのではないかという感じがいたします。全民児連で提出した資料の中で（3）の「地域共生社会の実現に資するためにも」ということで、民生委員・児童委員活動の負担軽減及び環境改善に向けた国における検討の場を早期に設置するのであれば、ここにおいてもやはり検証を行う必要があるのではないかと考えます。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

小林構成員からは、11ページの③番の上から7行目になるでしょうか。「多様な委員構成」と民生委員推薦会について書いてありますけれども、既にこういう構成になっているのではないかと。あるいは、こういう構成が指摘されているので改めて書く必要はないのではないかと。そして、11ページの最後の②番ですけれども、検証についていわゆるその該当の自治体だけではなくもっと多様なところで検討すべきではないかという御意見をいただきました。ありがとうございます。

事務局から、御意見をいただくというところよろしいですか。

では、事務局からお願いします。

○金原課長 ありがとうございます。

まず最初の御質問でございます。「民生委員推薦会において判断を行う場合は、広く各分野から委嘱された多様な委員構成の下で検討を行うこと」と、これを改めて入れた理由ですが、11ページの欄外に「例えば」ということで多くの分野からの委員構成の事例を挙げさせていただいておりますが、現在これは法律で義務とはされておられません。それで、

一部の自治体においてはこういった委員構成ではなく、本当に1名、2名で推薦会を構成しているところもあると聞いておりますので、そういった推薦会では適否の判断をしては駄目ですよ、ということを改めて言わせていただいているということがまず1つ目です。

それから、検証の件でございます。明確には記載しておりませんが、当然国としてもその検証結果を共有させていただいて、自治体だけではなく国においてももしっかり検証結果を共有させていただこうと思っております。

以上でございます。

○小林構成員 よろしくお願ひいたします。

○中島座長 ありがとうございます。

民生委員推薦会、実態は多様であるということかと思っておりますので、このような構成をぜひやってほしいということかと思っております。ありがとうございます。

では、いかがでしょうか。

それでは、佐藤構成員お願ひします。

○佐藤構成員 私も11ページの件について、①、②に該当するかどうかについては転居する民生委員が活動した民生委員協議会の意見を聴取した上で、市町村または推薦会が判断するという形になっております。

多分、湯沢市だと市町村で判断するのかなと思うのですが、これは具体的に意見書みたいなものを提出してもらうような形になるのでしょうか。

また、先ほど言ったとおり、民生委員推薦会においてこの判断を行う場合は多様な委員構成ということを書かれているのですが、民生委員推薦会は既に委員が構成されているので、この判断を行うときにまた新たに多様な人を増やさなければいけないのかという疑問が生じます。湯沢市の場合は①から⑦の推薦会の委員が12名います。その上で、さらにこの判断を行う場合は多様な委員構成になってしまうのかというのがちょっと疑問です。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

確かに民生委員推薦会は既に構成されていますので、それを新たに構成し直すのかという御質問かと思っておりますが、事務局からお願ひします。

○金原課長 まず最初の「意見を聴取した上で」というところですが、代表的な方法としては、区域の民生委員協議会からの意見書等が基本的になるかと思っております。そこまで我々としては具体的な方法について求めず、地域においてそれぞれ決めていただければいいかと思っております。ただ、一般的には意見書の提出を求めるという方法をとる自治体が多くなるという気はしております。

、確かに民生委員推薦会で今、11ページ欄外に記載にあるような例示で示しているように、多くの各分野から委嘱された方々で構成されている場合であれば、民生委員推薦会で適否の判断が可能という内容です。地域によっては、2人で構成された推薦会があり、というような観点からの推薦が難しい場合があると承知しております。このような場合には、多

様な構成を担保するために改めて推薦会の委員を再構成するために、新たな委嘱が必要となるということです。

○中島座長 佐藤構成員、よろしいでしょうか。

必ず意見書でなければいけないことはないけれども、そういう方が想定されるだろうということかと思えます。そして、構成が多様であればそのままいいわけですがけれども、そこが少し限られているとすると再検討してほしいということかと思えますが、よろしいでしょうか。

○佐藤構成員 はい。

○中島座長 ありがとうございます。

ほかの構成員の皆様、いかがでしょうか。現在は10ページ、11ページの「議論を踏まえた対応の方向性」というところです。

西村構成員が手を挙げていただいたような気がしますが、よろしいですか。

では、お願いいたします。

○西村構成員 まず、これは他の市町村に転居して、それで今までの居住地で委員をするというのが大前提ですよね。それで、多分今までの居住地の推薦会で推薦されて厚生労働大臣のところへ推薦書類が上がっていくのだと思うのですけれども、今度は下りてくるときですね。推薦状が下りてくるときはどちらの市町村、要は住んでいるところか、あるいは今までの居住地の市町村長さんに委嘱状の伝達をするようにと厚労省から御連絡が入るのかというのがちょっと分かりにくいのですけれども、また教えていただいたらと思います。

それから、いろいろ判断するのに地区民児協で判断するという言葉があるのですが、当然ながらこれは今まで居住していた地域での民児協で判断するというので、新しい住まい、住民票を移されたところの民児協とは、言葉が適切かどうか分かりませんが、全く関係ないというような動きになるのでしょうか。

それともう一点、最後の12ページの具体的なその他、そちらのほうがたくさん課題が多いと思うのですが、これの具体的な進め方とかというのは今日でなくてもいずれまた教えていただけるということですのでよろしいのでしょうか。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

まず12ページの御意見については、この後また別途、皆さんに御意見をいただきたいと思っています。ありがとうございます。

和歌山県の民児協の西村構成員から今、御意見をいただきました。委嘱状はどの自治体なのかということと、議論するのはかつて住んでいたところか、新しいところかということの話でした。

事務局からお願いいたします。

○金原課長 ありがとうございます。

まず1つ目ですが、要は現役の民生委員の方が転居した場合になります。転居したけれども、引き続き元の担当区域で民生委員として継続して活動させることができるかについて市区町村、または推薦会で判断していただくのですが、仮にそこで引き続き大丈夫だろうと言われた場合は改めて推薦や委嘱は行いません。現職の民生委員が転居をした場合、今までは自発的に辞職すること慣例的に行われてきましたが、一定の要件を満たした場合は転居により辞職する必要がなくなるため、改めて推薦や委嘱という行為を行うということは必要なくなるということです。

それから、区域の民生委員協議会の意見というのは、転居された方が引き続き担当区域で活動することが可能かという観点で判断をすることなので、転居前に所属していた民生委員協議会で判断していただくという意味になります。

○中島座長 西村構成員、よろしいでしょうか。残された任期の委嘱の継続ですので、新しい委嘱状の交付はないということになります。よろしかったでしょうか。

○西村構成員 はい。

○中島座長 ありがとうございます。

そして、かつて住んでいたところの民生委員を継続するということになりますので、かつて住んでいた居住地域での意見交換、意見聴取という形になるということだと思います。ありがとうございました。

では、ほかの構成員の皆さん、いかがでしょうか。

では、室田構成員からお願いいたします。

○室田座長代理 少し総括的な話になってしまうかもしれませんが、私のほうから発言させていただきたいと思います。

私はこの検討会が始まった当初はケース1のみならず、2から4も前向きに検討している立場でありましたが、この会議の議論の中で様々な御意見があり、この居住要件というものはそんなに簡単に緩和できるものではないということを学ばせていただきました。この居住要件というのは民生委員活動を行うに当たって、活動する人にとっての心情に関わるものでもあるかと思いますし、同時に運用上の条件を検討しなくてはいけないものであるということを学び、ケース1に関して前向きにこれを実際に認めていくという方向で今回まとめていくと思うのですが、そこに関して私は賛成したいと思います。

それで、議論全体を通しての感想めいたことになりましたけれども、当初はこの居住要件に関する条件について議論するという場がここだったと思います。それは、すなわち民生委員になる方の対象者を誰とするのか、どこまで居住要件を緩和するのかという議論だったと思いますが、それを議論するためには今日も議論に挙がっていますが、推薦の手続であったり、選任の手続の在り方、ここを検討しない限りはなかなか難しいということ、またはフォロー体制を検討するという事なども含めて議論しない限りは、単純に条件だけを議論することは困難であるということもまた大きな学びでありました。

そのような意味では、全国一律の制度なわけですけれども、実態としては全国各地で様々

な運用がなされているということもこの議論から見えてきたので、今後検討するに当たってはある程度実態を調べて、その実態に基づいて改善の方針というものを検討していくことが、より建設的な議論に結びつくのではないかと感じましたので、感想になりますが、述べさせていただきます。

以上になります。

○中島座長 ありがとうございます。

室田構成員からは、今回の検討会で総括的な居住要件の検討についての様々なプロセス、そしてそこにおける気づきについて御意見、お考えを述べていただきました。ありがとうございました。

確かに、全国で様々な運用が進んでいるということがありますので、そういったことを今後さらに調べて検討を続けてほしいということかと思えます。ありがとうございました。

皆様、いかがでしょうか。この4番についての御議論はある程度出たというところでしょうか。

それでは、改めまして皆様には御議論いただきましてありがとうございました。本日の御意見をいただいた部分、この取扱いにつきましては私と事務局にお任せをいただいております。よろしいでしょうか。

高山構成員、どうぞ。

○高山構成員 ずっと私は引っかかっていたのですが、転居された人の区域の距離とか範囲、これを厚生労働省は規定していないのですか。どこまで転居というのを認めるとか、そんなものはないのですか。

○中島座長 10ページに記載している部分がございしますが、もう一度事務局から御説明いただいでよろしいでしょうか。

○金原課長 10ページの下から6行目から、「近隣地域」の範囲ということでお示ししています。「原則、民生委員として活動する担当区域が属する市区町村に隣接する市区町村」、これが都道府県をまたいだ場合であっても構わないということですが、基本的にこういう方向で考えております。

ただ、一律に隣接していなければいけないということではなく、自治体や担当区域によって道路網、公共交通機関の整備、運行状況や、生活圏の形成状況などの地域差や地域特性があることから、実際に民生委員活動を支障なく行えるのかという観点を踏まえて、総合的に判断していただくこととしております。この判断につきましては市区町村、または民生委員推薦会に判断をいただきたいと考えております。

ただ、考え方ですが、結局往来にどれくらいの時間がかかるか。それが例えば距離的にはすごく近かったり、隣接していても実際にその担当区域に行くまでに相当な時間がかかるということであれば相当な負担になると思いますので、そういった点を考慮いただいて、実際の移動に要する時間的な距離、を考えて判断していただきたいということです。

○高山構成員 ありがとうございます。

○中島座長 よろしいでしょうか。原則としては隣り合っている、隣接している市区町村ということなのですけれども、交通網によっては隣り合わせだけれども、山を越えてたくさん時間をかけて行かなければいけないとか、そういうような非常に便の悪い地域もあったりすると、それはなかなか隣り合っても難しいかもしれないとか、少し離れていても電車ですぐ行けるようなところがあるかもしれないとか、そういうところをその地域に合わせてということで規定しているかと思います。

高山構成員、よろしいでしょうか。

○高山構成員 はい、よろしいです。

先生、併せて私が冒頭で申し上げた提出資料に対する回答といえますか、御意見等は時間内にいただけますでしょうか。

○中島座長 そうですね。ありがとうございます。全民児連から出ている資料についてでございます。

まず（３）番の部分についてはこれからになりますけれども、この後の５で御意見をいただくということになっていますので、その部分になるかと思いますが、事務局から何か御説明いただけますか。お願いいたします。

○金原課長 それでは、（１）と（２）になりますけれども、（１）については今、報告書の記載のとおり、あくまでも限定的な取扱いとしております。例えば要件の①にもございますが、まずはその地域に居住する者から選出するように努めていただき、その上でなお居住者の選出が困難な場合という限定的な取扱いと考えております。

（２）につきましては、例年でございますけれども、我々のほうから一斉改選に向けた取組に関する依頼に関する通知についてはまもなく発出させていただく予定です。

○中島座長 ありがとうございます。

すみません。私の進め方がちょっとよくなかったかもしれません。御意見は、事務局からの御回答ということでよろしいでしょうか。

○高山構成員 はい。

ただ、今年はこのように検討会が開かれたということで、全国の都道府県、あるいは政令市の事務局担当の方はどんなことが出てくるのだろうと思って恐らく心配されていることもあると思うので、この文章は例年のようなことでなくて踏み込んだ文章で行政のほうには強く働きかけていただきたいと思いますと思っています。よろしいですか。

○中島座長 ありがとうございます。

大事な御発言ですが、事務局からいかがでしょうか。

○金原課長 しっかりと聞きおきたいと思います。そのように努力させていただきたいと思います。

○高山構成員 お願いします。全国の方はすごく関心を持っておられます。よろしく願います。

○中島座長 ありがとうございます。

全国の皆様には関心を持っていただけて本当にありがたいことですので、チャンスと捉えて共有をしていくということかと思えます。ありがとうございました。

それでは、ここまでの4番については私と事務局にお任せいただくということになるのですけれども、さらに今回の検討会では地方分権提案に関して選任要件、とりわけ居住要件の論点に絞って議論をしてきたわけなのですが、それ以外の民生委員の担い手確保に関する課題については別途検討することが必要だということを経理局、我々は議論しております。そういう中で、本検討会においては現時点で考えられる課題についての洗い出しをこれからぜひさせていただいて、皆様から今後こういう課題が必要なのではないかという御意見をぜひいただきたいと思っています。

資料1の12ページの「5. 民生委員の担い手確保に関する意見」について、皆様からいただいたものをまとめてあるわけですが、さらにこれに加えて皆様から御意見をいただけたらと思っています。業務負担の軽減ですとか、多様な世代の参画を促すために必要な取組ですとか、ぜひ皆様から御意見をいただけたらと思っています。いかがでしょうか。ぜひよろしく願いいたします。

では、都民連の小林構成員をお願いします。

○小林構成員 先週、宮崎で全国大会があったのですが、そこでも質問として出されたことなのですから、今、全民児連から提出された資料を見てもちょっと思ったのですが、援助と支援ですね。民生委員信条では、「わたくしたちは、誠意をもってあらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます」となっていますが、全民児連で出された資料では「援助」という言葉は使われていません。「支援」ですね。「地域住民を含めたさまざまな関係機関・団体が連携・協働することで、支援の必要な方々」、またはその次には「包括的な相談支援体制」ということで「支援」という言葉が使われています。

本来、民生委員・児童委員の仕事は援助だと思ったのですけれども、どうも最近は援助という言葉が重たく響くような感じがいたします。全国大会でもやはり援助と支援はどう違うのかというような質問が出ていましたけれども、私たちはこれから民生委員・児童委員が地域で活動するところにおいて、援助と支援ではやはり少し違うのではないかという感じがいたします。

援助というのとちょっと重たいのですけれども、支援だと少し軽いと言ったら言い方がおかしいかもしれませんが、やはりこれからの担い手の確保に関して、私たちは支援をしていくんですよという説明と、援助をしていくんですよという説明では重たさが違うと思うので、もし様々な担い手を確保するのであれば、やはり「支援」という言葉が今の時代では合っているのかなという感じがいたしました。

その辺りで、民生委員信条は絶対に変えてはいけぬものだと思っておりますけれども、やはり時代の要請ということで、昭和世代では今の令和の時代についていけない。若者たちにはついていけないことも様々出てきておりますので、その辺りも検討していただければと思います。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

私も全国民生委員大会でその御質問をいただいた会場にコーディネーターとしておりましたので、その質問はよく承ったところでございますが、大事な議論かと思えますけれども、福祉の専門職の間でもこの言葉の使い方というのは変遷してきている部分がございますので、また議論するテーマをとということで御提案をいただいたということでありありがとうございます。

事務局もよろしいでしょうか。御提案をいただいて、今後の議論のテーマをいただいたということでありありがとうございます。

それ以外、いかがでしょうか。

では、湯沢市の佐藤構成員お願いいたします。

○佐藤構成員 民生委員推薦会についてですが、第1回目の検討会から湯沢市では地域において推薦準備会を開催して推薦会に上げているという仕組みをお示ししました。推薦準備会というのは町内会や地域のいろいろな方々の意見を踏まえて、民生委員に相応しいと判断して推薦会に上げるのですが、推薦準備会があるために推薦会が逆に機能しないというか、例えば民生委員が病気とかで退任する場合、次の方を推薦会に上げたときに、民生委員に相応しいと推薦準備会で判断しているので、推薦会の委員からは特に意見は出ない状況です。

ある程度の基準は市町村で判断しており、地域の方々が、この人が民生委員に相応しいと判断しているのに推薦会で駄目だという理由がなくて、わざわざいろいろな方々が集まっても意見が出ないというのが実態です。この推薦会の在り方というのを推薦準備会と併せてもう一度議論する必要があるのかなと思っているところです。

もう一つの意見です。湯沢市であれば120から280世帯で民生委員1名を配置する基準が決まっているのですが、やはり過疎地域になると距離も遠い、高齢化になって担い手もないというときに1人で担当するのが非常に難しくなっております。地区民協でブロック制というか、その地域を1人で担当するのではなくて、複数人で担当することはできないのかということが言われております。必ずその地区を1人が担当するという考え方はなくて、チームで担当できるよう民生委員の配置基準の在り方をこれから考えていかないと、過疎地域においては、民生委員の担い手確保はますます難しくなってくると思われまます。地区民協の中でブロック制でその地域の担当ができるような見直しができればいいなと思っているところでございます。

○中島座長 ありがとうございます。また、大事な御提案をいただいたと思います。

1つは今の後半のほうで過疎地域における複数担当制、これは東京などでは都市部において班活動とか担当制の議論が、活動方針が出ています。

それからもう一つは、推薦準備会があると地域が見えるので、そこで決まった推薦は今度は民生委員推薦会のほうになると承認のような形になるということなのではないでしょうか。機

能しないということですが、役割がちょっと違うような気もしますが、事務局から何かもしございましたら御説明をいただいてもいいと思いますし、今後の議論提案ということだと思えますけれども、いかがでしょうか。

○金原課長 ありがとうございます。

推薦会と準備会の関係については、いろいろな形があると思いますが、ある程度通知で規定している部分もありますので、今のような事例を我々としても確認をさせていただきながら検討させていただければありがたいと思っています。

ブロック制導入の話も最初にこの検討会でお話いただいた内容でございますので、そういうところも併せて今後の検討の対象としたいと思っております。

○中島座長 ありがとうございます。

今後とても大事な議論になっていくのではないかと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。今後議論を続けていくという中で、こういうテーマをぜひ議論してほしいというようなことでしたが、いかがでしょうか。

もしできれば第4回、最後の機会になりますので、皆様に御発言をいただけるとうれしいと思っているのですが、谷岡構成員いかがでしょうか。御感想でも結構ですけれども、もしございましたらいかがでしょうか。

○谷岡構成員 大阪府の谷岡です。ありがとうございます。

議論をさせていただいたものを集約いただいているので、特段新たにテーマを追加をお願いさせていただくものは今、持ち合わせておりません。

ただ、先ほど室田構成員がおっしゃっていただいたように、やはり実態が様々であり、相違があるということについて、大変勉強になりました。1つ、実態という点において、今後、こういう担い手がいらっしやっただかもしれないけれども、そこが最初からチャレンジもできずに、最初から担い手としてはなり得ない可能性のある方にあえてチャレンジしなかったのが、実際にどれだけおられるかどうか実態も分からない、民生委員の担い手としていただけたかもしれない方々の全体の把握が難しかったのかなと思っております。こういったところも含めて、地域でどういう実態があって、どういう方がなり得るのかということを検討する際は、やはり実態把握的なことを我々もしっかり把握しないといけないと思えますし、みんなでそういったところを共有できるような場になることを期待したいと考えております。ありがとうございます。

○中島座長 谷岡構成員、ありがとうございました。

まさに今回の議論をきっかけに、新たな可能性ですとか、光が当たった部分があるので、そこをしっかりと実態把握してほしいという御意見だったと思います。ありがとうございます。

あとはいかがでしょうか。皆様からございましたら。

札幌市の民児協の向構成員、いかがでしょうか。御感想でも結構ですが。

○向構成員 12ページ・5の担い手確保に関する意見多くの意見を集約した主なものと思

います。座長のほうからほかにございませんかとのことでしたが、たくさん挙げても数ばかり多くて、なかなか検討するにしても幅が広いと難しいと思いますので、解決できるものから解決するという方向で、取りあえず今ここに挙がっているものをいかに解決するかという方向で検討していただければと私は思っています。

それと、先ほど基準世帯の見直しについて御意見がありました。札幌の場合、世帯数が220から440となっています。例えば220世帯でもいろいろな問題で220世帯全てが該当するというのではなくて、例えば御高齢の方の見守り活動などはごくごく限られておりますので、ブロックで云々という話も出ましたけれども、札幌では基準世帯やブロック制の検討まで至っていません。実際に、御高齢の方の安否確認などの活動にしましても、220世帯あっても対象世帯は15世帯ですとか、20世帯とかという数になっておりますので、基準世帯数が少なければ少ないほど良いのでしょうか、そうすると逆に今度は委員の数を増やさなければならないということにもなりかねないと思いますので、あまり世帯数に触れないほうが良いのかなという考え方でおります。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

まずはこの12ページに挙がっている、これまでこの検討会で挙がった御意見をしっかりと議論していったらいいのではないかというようなことの御意見をいただきました。ありがとうございます。

高岡市の関原構成員、いかがでしょうか。もし何かございましたらお願いいたします。

○関原構成員 高岡市の関原です。

今回高岡市以外の自治体の状況や、民生委員・児童委員の皆さんの様々な御意見を踏まえまして非常に勉強させていただいたという感想でございます。また、全国大会の宮崎にも出席させていただき、その場でもいろいろな御意見をいただいた中で、今後高岡市としても様々な部分で勉強していかなければならないと思った次第でございます。

中身については別段、意見はないので、非常にありがたい機会を与えていただいたと思っております。

以上です。

○中島座長 どうもありがとうございます。

それでは、続いて港区の重富構成員お願いいたします。

○重富構成員 議論の取りまとめ、ありがとうございます。

検討項目としましては、これ以外に私も今、思いつくものはないのですけれども、ただ、ここに記載されていることの前に、小林構成員が先ほど御発言された内容と重なる部分がありますが、今は令和の時代ですので、新時代にふさわしい民生委員の姿、民生委員像といますか、そういったものをしっかり示していく必要があるのかなとは思っています。

これは法改正とか、民生委員信条の見直しとか、そういう意味ではないです。新しい会議体なのか、議論のステージがどういうふうになっていくのかというのは分かりませんけ

れども、議論の前提として民生委員の姿はしっかりリスペクトしていくという前提ですが、そこは共有して、そこを議論のスタートにしていただければと思っております。

港区からは以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

皆様、いかがでしょうか。

実は、今回の議論の中で児童委員に関する議論というのがあまりありませんでした。今年、主任児童委員30周年ということもございまして、民生委員は児童委員を兼ねている。これがやはり世帯全体をしっかり見ることができるという重要な要素にもなりますので、こういったところも今後議論していくという意味では重要なテーマとして、検討していけたらと考えているところでございます。

皆様、いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、室田構成員からもしございましたらお願いいたします。

○室田座長代理 また感想めいた話になりますけれども、これらの今後の検討事項はどれも重要なものだと考えております。

これに付け加えて、やはり今、民生委員が抱えている状況について広く議論の場を開いていくということが重要かと思っております。先ほど高山構成員が、全国で皆さん関心を持たれているとおっしゃっていました。私も都道府県の民生委員の会議にお招きいただいて講演させていただく機会などもあったのですけれども、皆さんこの検討会についても関心を持たれていました。

この議論を民生委員の中、もしくは厚生労働省の中にとどめずに、それを越えた議論に発展させていくということも非常に重要なのではないかと思います。それを、例えば民生委員の皆さんは今回の資料にもあるように、地域共生社会を実現していく上で地域の多様な関係機関と現場で連携されていると思いますし、最近では地域に様々な居場所というものができてきて、こども食堂であったり、まちの保健室とか、こういったところとも連携する関係にあると思います。それは、そういった地域の様々な連携先は民生委員活動にとって、民生委員さんたちにとって重要な資源であると思うのですけれども、同時にそれらの地域の様々な活動や関係者にとって民生委員さんは非常に重要な資源、と言ったら失礼かもしれませんが、連携先になってくると思います。

もう少し別な観点で言うと、近年は例えば24時間対応するようなインターネットサービスを用いた相談の仕組みなども広がってきております。それらのサービスというのはこれまでなかった形で非常に柔軟に対応するという側面もありますが、一方で地域で誰か身近に会える人がいるわけではないです。そうなってくると、そういったインターネットサービス、大抵無料の相談サービスなのですけれども、今後も新しい相談支援の在り方を考えたとき、こういったところも本来は民生委員さんと連携するということが重要になってくるのかもしれない。

そういったときに、本来は民生委員の中や、もしくは社会福祉、厚生労働省の中の議論

にとどまらず、もっと広い社会全体において民生委員が担っている役割というものをもっと積極的に議論していく必要があるのではないかと思います。そうすることによって、このなり手、担い手といった議論は、内部の中で何とか維持していこうという議論ではなくて、社会全体でこの民生委員制度という我々日本の中で培ってきた制度に正面から向き合ってどう発展させていくかという議論になっていくのではないかと思いますので、今後はそういった働きかけもぜひ検討していければと思います。

以上になります。

○中島座長 ありがとうございます。

室田構成員からは、非常に民生委員の役割というものが多岐にわたるという中で、厚生労働省の枠を超えたところの視点からのお話もいただいたかと思います。

構成員の皆様、ありがとうございます。

○小林構成員 最後に1点だけいいですか。

○中島座長 どうぞ、小林構成員お願いいたします。

○小林構成員 余計なことかもしれませんが、私のところの葛飾区でやはり民生委員の担い手確保に関する意見ということで、これと似ているようなことを正副会長会を含めて40名くらいでそれぞれのグループに分かれて検討した中で、消防団の話がちょっと出ました。

消防団というのは福利厚生が大分充実しているということで、家族も消防団の団員と同じような福利厚生が使えるということなのですけれども、民生委員・児童委員の場合はあまりそういった福利厚生というものが無いので、前回、私をもっと褒章なり叙勲の枠を増やしてほしいという話をしましたが、そういった福利厚生ももう少し充実してくれば、また担い手確保にもつながってくるのではないかと思います。

葛飾区では図書券、今は図書カードというのでしょうか。3,000円くらいの図書カードをもらっているのですが、ちょっと欲をかってしまうといけないのでしょうか、そんなものもあるとまたちょっと違ってくるのかなという感じがいたしました。葛飾区で意見を交換したときにそんな意見も出てきましたので、ここでちょっとお話だけさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

○高山構成員 先生、いいですか。

○中島座長 大丈夫です。まだ時間はありますので、どうぞ御発言ください。お願いいたします。

○高山構成員 先ほど中島座長さんがおっしゃったように、今年主任児童委員制度ができて30周年になります。各都道府県等々でいろいろなイベント、あるいはいろんな研修会をされたと思います。全民児連のほうも8月に千葉でさせていただきました。

それで、主任児童委員、もちろん民生委員には児童委員が付託されておりますので一緒

に動いておりますけれども、来年の令和7年度からは重層的な支援体制というのがスタートします。それは地域共生社会に本当になっていかないと、人口減少になっていきますので、皆さんで横串を入れてみんなで頑張らないと日本は駄目になります。そういった面で、重層的な支援体制ということが求められている以上は、これから日本を救ってくれるであろう子どもたちともう少し私たちは一緒に何かできないかというようなことも模索しております。

例えば、今、私どもの津山市に大学があるのですけれども、その大学の中の福祉課程の4年生の子どもたちと市の民児協の幹部とでワークショップをしました。それがすごく子どもたちには目新しいといいますか、目がきらきらしていたんですね。それで、私たちも世の中のために何かお役に立てることがあるんだということを学びましたと学生の方から聞いて、私はすごくうれしくなって、では大人になったら民生委員をしてねと言ったら、ちょっと考えてみますと言ってくれました。

ですので、やはりそういった子どもたちを使うと言っては失礼ですけれども、一緒に何かできないかということも今後厚生労働省と文科省、あるいはそれに関連したようなところの人と連携を取っていただけたらと思っています。

それから、民生委員のOBの活用を是非してほしいです。実は、辞められた方でもまだお元気なんですね。子どもたちと手をつないでいろんな話をして、昨日の夜は何を食べたのとか、そういったお話を学校まで連れて行ってくださっているOBの方もおられます。ですから、ぜひこのOBの活用ということも厚労省はこれから考えていただいて、眠った資源を有効に使っていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○中島座長 ありがとうございます。

主任児童委員30周年に触れていただいて、千葉での大会の様子ですとか、そういった御報告をいただきました。子供たちと一緒にそういう取組をしていくということは大変大事ですので、こども家庭庁ですとか文部科学省との連携ということも示唆をいただいたかなと思います。

民生委員のOB、OG、民生委員協力員の仕組みなども今は広がってきていると思っておりますので、そんな議論もということのお話だったかと思えます。ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから先ほどの件についてよろしいですか。何か補足があればお願いします。

○金原課長 先ほど西村構成員のほうから、12ページにある担い手確保に関する意見についてどういうふうに検討を今後進めていくのかという御質問がございました。

まだ今の段階でこういうふうに進めていくということろまで具体化はしておりません。今、意見の中でも向構成員からはできるものからというお話もあったり、あるいはしっかりと実態を踏まえてからというお話もありました。

少し時間をいただいて、民生委員、全民児連の皆様方との意見交換ですとか、自治体の

皆様、この次の検討会もぜひ参画して欲しいという意味ではなく、自治体の皆様とも今回の検討会でのご縁もありますので、可能であれば御意見をいただきながら考えさせていただきたいと思います。もちろん座長にも、副座長にも御意見をいただければありがたいと思っています。ぜひよろしくをお願いします。

○中島座長 ありがとうございます。

西村構成員、いかがでしょうか。手が挙がっております。どうぞ御発言ください。お願いします。

○西村構成員 ありがとうございます。

一応進める方向で意識していただいているということで、大変うれしく思います。その中で、この5番の一番下のところで業務負担軽減とか、活動環境の整備推進という言葉があって、非常に期待を持つ言葉なのですが、今日居住条件のことで他市、あるいはそこへ移った方は続けてやっていただけるような形の方だったと思いますが、それは結局23万人、全国の委員がいる中でどのくらいの効果があるかというのは、私は個人的には効果が分かりにくいと思っております。

本来はこの業務負担軽減とか、活動環境の整備促進というものを令和7年度の12月に向かって間に合う形で一部でもいいので推進していただけたらうれしいなという意見を言わせていただいて終わります。よろしくをお願いします。

○中島座長 ありがとうございます。

御意見ということで承りたいと思いますけれども、確かに転居した委員さんが残任期間を継続するということの今回の取りまとめですので、そんなに大きな数字の影響が出るというものではないかもしれませんね。

ただ、座長として思うところは、やはり民生委員の活動を長く継続していただくということが非常に重要ですね。様々な調査で長く続けていただければ、それだけ民生委員のやりがいとか魅力を非常に感じていただくということが多くありますので、継続していただくという意図が多く委員さんに伝わって、続けていただきたいというところが広がっていくといいかなというふうに個人的には思っているところです。西村構成員、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。最後となると、もう少し、もう少しと御意見が出てきて、大変うれしいところではございますが、よろしいでしょうか。思い残すところなく御発言いただけますでしょうか。

重富構成員が手を挙げていただいているということです。では、港区の重富構成員お願いいたします。

○重富構成員 港区です。

改めまして、今回の議論に参加させていただいたことに本当に感謝を申し上げたいと思います。昨年5月の地方分権提案から始まりまして、12月の閣議決定を経てこの検討会が設置されたわけですがけれども、本日まとめに至って本当に事務局の皆さんには感謝したい

と思います。

この議論の過程の中で意見の相違はもちろんありましたけれども、港区の提案も、この検討会における私の発言も、日々地域福祉の現場で苦勞されている民生委員さんへの思いというか、実際港区の民生委員さんの顔も思い浮かぶわけですけども、そうした個々の民生委員さんへの思いであったり、あるいは民生委員制度そのものの仕組みの未来であったり、この先の持続可能性、こういったものを思っただけのことだというふうに御理解をいただければと思います。

今回のテーマの居住要件のほかにも、やはり就業者の割合の増加への対応であったり、民生委員の働き方改革、業務の棚卸、または処遇の問題など、議論すべき課題というのはまだまだこのペーパーにもあるようにあると思いますので、提案した港区としましてはこの提案に端を発した民生委員に関する議論が、より本質に迫る形で深まって行って、また今回のせっかくのこういった議論の流れ、機運、そういったものが途切れないようにしていただくと幸いに思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

今回、議論を投げかけていただいたということで御意見をいただきました。ありがとうございました。

あとは皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

多くの皆様がうなずいていただいておりますので、よろしいでしょうか。

それでは、少し予定よりは早いです。皆様、御意見をいただきましてありがとうございました。いただいた様々な御意見については、事務局と一緒に整理をさせていただいて今後の検討に役立てていただきたいと思います。事務局の皆様、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事及び本検討会の検討事項の内容については全て終了ということになります。

それでは、本検討会における検討を終えるに当たりまして、事務局の日原社会援護局長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○日原局長 着座のまま、大変失礼をいたします。

中島座長をはじめとします構成員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本検討会に御出席いただきまして、第1回は本年の6月でございましたけれども、これまで4回にわたって大変精力的に御議論いただきました。心より御礼を申し上げたいと思います。

本日、検討会としての議論をお取りまとめいただきました。大変ありがとうございました。

取りまとめていただきました議論の整理の中で、選任要件に関する部分につきましては、これはもう整理いただいた方針に沿って通知の発出に向けた準備を早速進めてまいりたいと考えております。

それから、担い手の確保についていただいた御意見に関しましても、多くの構成員の方から御指摘をいただきましたように、歴史ある民生委員・児童委員制度を持続可能な制度として次の世代にしっかりと引き継いでいけるように検討を進めてまいりたいと考えてございます。

本検討会は今回で終了となりますけれども、構成員の皆様方におかれましては引き続き御指導、またはお力添えを賜りますようにぜひともよろしくお願いを申し上げます。

改めまして、これまでの御議論及び本日のお取りまとめに感謝を申し上げまして御挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○中島座長 局長、ありがとうございました。

それでは、最後になりますので、座長の私からも一言御挨拶をさせていただきたいと思えます。

構成員の皆様、本当にたくさんの御意見をいただきましてありがとうございました。また、事務局の皆様には丁寧に資料を整理していただきまして、私どもの意見をまとめていただきましてありがとうございました。

改めまして、この検討会が開かれたことに大きな価値があると思っております。平成25年に民生委員の活動環境の整備に関する検討会が開かれて、民生委員・児童委員のための保険ができました。これは、東日本大震災で多くの民生委員・児童委員の方が亡くなられたということが大きな契機でございました。

それから10年以上経過をする中で、この検討会が開かれたということになります。改めて、民生委員・児童委員の役割の重要性に光が当たったのではないかと考えています。今、孤独・孤立ということが非常に言われている中で、改めて隣人愛に基づく民生委員活動が重要であるということでございます。

今回は居住要件の検討ということで議論が行われましたけれども、改めて民生委員の重要性に光が当たりました。そして、一つ重要だったのは推薦のプロセスについても議論が行われたことかなと思っています。推薦準備会というものに光が当たりました。また、町内会、自治会を中心とした推薦プロセスについても、なかなか町内会、自治会の加入率が低下している中で、改めてもう一度このプロセスについて検討したらどうかというような御意見もいただいたと思います。

また、高岡市の事例では、仕事をしている民生委員さんに対して市が応援する。それが民児協の会長と一緒に連名で通知を出す。こういうような事例など、仕事をしている民生委員・児童委員さんに向けての応援といいますか、そういった取組の必要性なども今回の検討会で光が当たったのかなと思っています。

このように、今回の検討会は居住要件のところを検討するということが大きな目的でしたけれども、改めて民生委員・児童委員の重要なテーマに光が当たって、今後の検討課題というものを見える化することができたのではないかと思います。

改めまして関係者の皆様に御礼を申し上げますとともに、この検討会を見ていただい

る各自治体の皆様からも大きないろいろな反響をいただいております。一斉改選、来年になりますけれども、それに向けて一つの大きなきっかけになればと思います。

皆様に御礼を申し上げまして、私の座長の任を解かせていただくこととなります。お礼を申し上げて最後の挨拶に代えさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事を全て終了いたしましたので、事務局のほうにお戻しをしたいと思います。どうもありがとうございました。

○平井補佐 それでは、6月から4回の議論をいただきましたことにつきまして御礼を申し上げたいと思っております。

今、座長からも御挨拶いただきましたように、本検討会については今回において終了という一つの区切りを迎えさせていただきたいと思っております。皆様、御協力ありがとうございました。

それでは、閉会とさせていただきます。

(了)